

V 地域別重点推進事項

1 中北地域

(1) 水田地帯や畑作地帯の特性を活かした農業の振興

中北地域のうち、八ヶ岳南麓や釜無川沿岸を中心とした地域では、県内の米生産量の約5割を占める水田農業が営まれるとともに、茅ヶ岳山麓等では、野菜を中心とした畑作農業や畜産、酪農等の様々な農業が営まれています。今後こうした営農形態を維持、発展していくためには、地域の自然条件や立地条件等の特性を活かした力強い産地づくりが必要です。

そこで、水田農業の構造改革や野菜、畜産等の特色ある産地の育成、畑作地帯を中心とした基盤整備等を推進します。

① 水田フル活用の推進

- コシヒカリや農林48号、ヒノヒカリ等の地域に適した品種の安定生産を図るとともに、作業受委託システムや共同育苗、乾燥プラントの活用等を促進し、低コストで美味しい米づくりを推進します。
- 水田で麦、そば、大豆、米粉用米、稲発酵粗飼料(WCS)用稲等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得水準が確保できるよう支払われる交付金を活用し、水田のフル活用を推進します。
- 水田のほ場整備により作業の効率化を図るとともに、水田農業の担い手として、各種農作業を受託するファームグループの育成と法人化を推進しながら、水田の利用集積を促進します。

② 野菜、畜産等の特色ある産地の育成

- 峡北地域の野菜産地においては、トマトやほうれんそう等の契約栽培を推進し、低コスト化や高付加価値化に向けた取組を支援します。
- 環境保全型農業直接支払制度を活用し、カバークロープや草生栽培等、温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を進め、有機農業の導入を支援します。
- 甲州牛、甲州ワインビーフ等の畜産生産基盤を強化するとともに、酪農経営の安定を図るため、自給飼料の増産や低コスト生産を推進します。

③ 畑作地帯の生産基盤整備と企業の農業参入の促進

- 北杜市等の畑作地帯における農業用水の確保、ほ場整備、農道等の生産基盤の整備や、甲斐駒ヶ岳広域農道、八ヶ岳南広域農道等の幹線農道の整備を推進し、作業効率の向上や流通の効率化を図ります。
- 各市町や農業振興公社等と連携し、耕作放棄地等を活用しながら、農産物の生産形態に合わせた農地整備等を行い、企業の農業参入を促進します。

(2) 特色ある果樹農業や都市近郊型農業の発展

中北地域のうち、甲府盆地の中心から北西部に及ぶ地域では、多種類の品目が栽培される等、特色ある果樹産地が形成されているとともに、甲府盆地の中央部では、都市近郊の地の利を活かした野菜や花き等の生産も盛んに行われています。

今後とも、こうした特色ある果樹産地の再生整備や野菜産地の強化、直売所を核とした地産地消の取組等を推進します。

① もも、すもも、おうとう等の産地の再生整備

- 本県のオリジナル品種であるすももの「サマーエンジェル」やおうとうの「富士あかね」、地域で育成されたももの優良早生系品種や、すももの「貴陽」等への改植を進め、産地化と安定生産を図りながら、ブランド化を推進します。
- ももの光センサー選果機のデータを活用して品質向上を促すとともに、高度で効率的な集出荷体制の整備を支援します。
- 果樹地帯では、農作業の省力化や経営の効率化、担い手への農地集積を図るため、ほ場整備等の生産基盤の整備を推進するとともに、省力化技術の導入や定着を支援します。
- 担い手の高齢化に伴う補完労働力の確保対策として、せんだや施肥等の作業を共同で行う組織や作業を受託する組織の育成を推進します。

② 施設野菜、露地野菜等の産地強化の推進

- 中央市や南アルプス市におけるトマト、きゅうりをはじめとした施設野菜、甲府市や中央市におけるスイートコーン、なす等の露地野菜の生産振興を図るため、新品種や新技術の導入、生産体系の確立等を支援します。
- 北杜市の紅花いんげん、「甲斐のこだわり環境農産物」である甲斐市のやはたいも等の、地域特産野菜の生産拡大を支援し、消費者に信頼されるものづくりを推進します。
- シクラメンや洋ラン等の花き産地では、経営の安定を図るため、新品目や新品種の導入、生産コスト低減技術の改善、販売促進等の取組を支援します。

③ 産地を支える担い手の確保・育成

- 産地の中核を担う認定農業者や農業生産法人を育成するとともに、離転職者や定年帰農者、企業の農業参入等、多様な担い手を確保する取組を推進します。
- 就農を前提に農村に移住し、農業生産活動や地域活動を行う都市住民等の活動を支援するとともに、就農定着支援制度により、農家子弟や新規参入者のスムーズな就農を支援します。
- ニューファーマー応援チームにより、新規就農の研修中から担い手として地域に定着するまで、農業技術や農地、住宅、資金等に関して支援します。

④ 地産地消による地域農産物の利用拡大

- 直売施設の売場や商品管理体制の整備を支援するとともに、新たな品目、品種の選定、導入の検討や栽培指導等を行います。
- 地域の農畜産物を活用し加工品を生産する新たなグループの育成や既存グループの法人化、組織体制の強化を促進し、新たな加工品の開発や販路の確保等の活動を支援します。
- 学校給食への地域農産物の利用を促進するため、需要者と生産者の情報交換を促すとともに、生産者組織の育成や供給体制づくりを支援します。

(3) 豊かに広がる自然を活かした農村づくり

中北地域は、3,000m級の山々からなる南アルプスや八ヶ岳南麓の高原等の自然や観光資源に恵まれており、毎年、多くの観光客が訪れています。今後、地域の活性化を図るには、観光と連携した農業の振興と農村づくりが必要です。

そこで、地域の資源を活かした都市農村交流や観光農業が進められるよう、受入れ組織の育成や交流の拠点となる施設の整備、農村環境の整備等の取組を推進します。

① 都市農村交流と観光農業の推進

- 南アルプス市や北杜市のさくらんぼ狩り、甲府市のぶどう、いちご狩り等の観光農業の振興に向けて、新たな品目や品種の導入等の生産対策の強化、受入れ体制の整備を支援します。
- 交流人口の増大を図るため、昇仙峡や清里、南アルプス等の観光資源を活用しつつ、都市農村交流の受入れ組織間のネットワーク化を促進するとともに、観光客に新鮮な野菜や果物等を提供する直売所の整備や管理運営を支援します。
- 耕作放棄地等を活用した市民農園の整備や都市住民のニーズに対応した農業体験メニューづくり、交流拠点施設の整備、農村を社会貢献活動等で活用する企業の農園づくり等を支援し、都市と農村の交流を促進します。
- 幹線道路と交流拠点や観光農園等とのアクセスの向上を推進します。

② 美しく住みやすい農村環境の整備

- 甲府市や北杜市の老朽化したため池の整備等により災害の未然防止を図るとともに、集落道路や農村公園等の整備を支援し、地域住民にとって潤いのある農村生活環境づくりを推進します。
- 農業者のみならず、地域住民、自治会、関係団体等で構成する組織による農業施設の保全活動、農村の自然や景観等を守る活動を支援します。
- 農村生活環境の改善や農業用排水の水質保全等を図るため、農村集落における生活雑排水の処理施設等の整備を推進します。

③ 鳥獣害のない地域づくり

- 北杜市や南アルプス市等の中山間地域における鳥獣被害を防止するため、電気柵等防止施設の計画的な整備を進めるとともに、サル追い払い組織の育成等、地域ぐるみによる鳥獣害防止対策を推進します。

2 峡東地域

(1) 競争力のある果樹産地づくりの推進

峡東地域は、本県を代表する果樹産地を形成していますが、近年、担い手の減少や高齢化が進むとともに、小区画で不整形なほ場に複数の品目が混在するため、作業効率が悪く、また、他作物への農薬の飛散が危惧される等様々な課題を抱えています。

そこで、競争力のある果樹産地として再生するため、産地を支える担い手の確保・育成を図るとともに、効率的な生産が可能となる果樹園の整備や担い手への農地の集約、集出荷体制の効率化等を推進します。

① 産地を支える担い手の確保・育成

- 「峡東地域担い手育成対策会議」を中心に果樹産地の中核を担う認定農業者や農業生産法人の育成を推進するとともに、就農年月の浅い新規就農者、女性や高齢者等の栽培技術向上に向けた指導を行います。
- 就農を前提に農村に移住し、農業生産活動や地域活動を行う都市住民等の活動の支援、さらに就農定着支援制度による農家子弟や新規参入者のスムーズな就農を支援します。
- 県の就農定着支援制度と管内市独自の就農支援制度の連携を図りながら、「ニューファーマー応援チーム」が、新規就農の研修中から担い手として地域に定着するまで、農業技術や農地、住宅、資金等に関する総合的な支援を行います。
- 高齢化等による労働力不足の解消に向け、作業受委託や農作業機械の共同利用等の推進、援農システム等の補完労力の確保対策を支援します。

② 果樹生産基盤の再生と担い手への農地の集約化

- 山梨を象徴する果樹産地を維持、発展させるため、樹園地の基盤整備の必要性について広く啓発し、機運を高めます。
- プロジェクトチームを設置し、八代、大野寺、玉宮、春日居第一、笛吹川左岸、一宮北部、日川右岸、上栗原、山、万力、黒駒西、岩手地区を中心に地域の合意形成に向けた取組を支援するとともに、果樹産地のほ場整備や品目別団地化、集落営農を推進します。
- 担い手の育成や企業参入の促進、耕作放棄地の解消を進めるとともに、農地利用集積円滑化事業等を活用する中で、農地の集約を図ります。

③ 先進技術・省力技術や優良品種の普及・定着

- 本県のオリジナル品種や優良品種の地域への早期定着を図るため、栽培技術の確立と普及を推進するとともに、生産計画に基づき、樹園地の基盤整備とも連携した改植等を推進します。
- 果樹試験場等で確立された先進技術や省力技術の普及を進め、産地への定着を図ります。

④ 集出荷体制の強化と販売促進

- 光センサー選果機の導入や共選所の統合、峡東地域特選農産物ブランド化推進会議の検討を踏まえた販売の一元化等、集出荷体制の強化に向けた取組を支援するとともに、市場流通をはじめ、宅配や直売等多様な流通チャンネルに対応した販売を促進します。

⑤ 高品質な醸造用原料ぶどうの生産体制の確立

- 日本一のワイン産地にふさわしい高品質な醸造用原料ぶどうを安定的に供給するため、ワイナリーとの契約栽培や高品質栽培技術の導入を促進するとともに、甲州種をはじめ醸造用専用種を生産するグループの育成や運営を支援し、地域に適した生産体制の確立を図ります。

⑥ 地域ぐるみによる効果的な鳥獣害防止対策の推進

- 野生鳥獣による農作物の被害状況を的確に把握し、電気柵や防護柵の設置等の効果的な鳥獣害防止対策を推進します。
- 地域の被害状況や営農形態に応じた被害防止対策を進めるため、地域の合意形成を担うリーダーの育成を図り、地域ぐるみで組織的な取組を促進します。

(2) ブランド力の強化による地域農業の振興

峡東地域は、県内の果樹栽培面積の65%を占めており、ももやぶどうの地域ブランドが確立されるとともに、果樹園が織りなす四季折々の美しい景観を生み出し、峡東地域全体がくだものブランドとなっています。

また、果樹に特化した基盤を活かし、観光農園や農産物直売所、ワイナリー等の交流施設や農業体験のメニューが数多くあります。

そこで、こうしたブランド力の強化による地域農業の展開を図るため、ブランド価値を高める商品づくりの推進や、果実の輸出促進、交通網の整備により増加が見込まれる観光客をターゲットとした観光農業の振興等を推進します。

① ブランド力を高める商品づくり

- 特選農産物認証制度を活用した有利販売を図るため、特選農産物制度の認知度アップのためのPR活動を強化し、産地全体のイメージアップを図ります。
- インターネットによる産地や農産物の情報発信等により販路拡大を推進します。
- 峡東地域のブランド力を高める商材や商品を開発するため、生産から流通、販売までを一体的に捉え、他産業と連携しながら、農業経営の多角化を目指した果樹農業の6次産業化の取組を支援します。

② 果実の輸出促進

- 峡東地域のくだものブランド力を活かした果実の輸出を一層促進するため、JA等出荷団体が行う輸出向けのもも、ぶどう等の選果、梱包等の体制整備を支援するとともに、検疫措置に対応した選果員の技術向上研修や二重チェック体制の推進、病害虫防除等の栽培管理対策の強化を推進します。

③ 消費者の信頼を高める生産方式の導入

- 化学肥料、化学合成農薬を低減する栽培技術の普及、定着やエコファーマーの育成を図るとともに、環境保全型農業直接支払制度による環境負荷低減に向けた取組を支援します。
- 農産物の安全・安心や品質の向上、環境負荷の低減等を目的とするGAP（農業生産工程管理）の普及に向けて、農業団体や農業者への理解促進を図り、産地での取組を支援します。

④ 滞在型の農業・農村体験メニュー等の提供

- 地域資源をフル活用した果樹農業経営の多角化による所得向上を図るため、ぶどうやさくらんぼ狩り等の体験農園や農家レストラン等の開設による複合経営や作型の多様化等による生産対策の強化等、農業、農村体験の受入れ体制整備を支援します。
- 都市農村交流の拡大による地域の活性化を図るため、空家情報の提供や農家民宿の開業、市民農園の設置等による交流施設の整備を促進するとともに、都市住民の二地域居住など滞在型志向に即した受入れ体制づくりや農村を社会貢献活動等で活用する企業の農園づくりを推進します。

⑤ 農業・農村情報の県内外への発信

- 峡東地域の観光資源や農村景観、歴史的文化財等を一体的に結んだ新たな周遊ルートの設定や、各ルートで行える農村体験メニューのマップ化を促進するとともに、インターネットや雑誌等を活用した県内外への情報発信を推進します。

3 峡南地域

(1) こだわりの農産物づくりによる地域農業の活性化

峡南地域では、温暖な気候を活かした茶の栽培や、生産量は少ないものの、大塚にんじん、あけぼの大豆等、伝統的な農産物やこだわりの農産物が数多く生産されています。

こうした特色ある農産物の生産振興を通じて地域農業の活性化を図るため、栽培技術の改善や安定した販路の確保に向けた直売所の利活用、地産地消の取組等をより一層推進します。

① こだわりの農産物の生産振興

- 南部町を中心とした茶産地の維持発展に向けて、栽培技術の改善や品質向上、生産組織の育成等を推進します。
- 地域で行われている農業の特色を踏まえた新規就農希望者の掘り起こしを行い、その技術習得等を支援します。また、建設業等、他業種からの農業への新規参入を支援します。
- ニューファーマー応援チームにより、新規就農の研修中から担い手として地域に定着するまで、農業技術や農地、住宅、資金等に関して支援します。
- 富士川町のゆず、市川三郷町のスイートコーン「甘々娘」や大塚にんじん、身延町のあけぼの大豆等、特色ある農産物の安定生産と多様な担い手による生産拡大に向けた取組を支援します。

② 農産物直売所の利活用の推進

- 直売所への農産物供給農家の確保・育成を図るとともに、消費者が求める品揃えや年間を通じた安定供給に向け、少量多品目栽培等の取組を支援します。
- 新鮮で安全・安心な地元農産物の販売強化を図るとともに、直売所の経営安定や相互の連携強化による一層の活性化を推進します。

③ 地元農産物への理解と利用の拡大

- 農産物の生産、加工等に取り組むグループや生産者団体等が開催する各種イベントを支援し、消費者への地元農産物の理解と地産地消の浸透を図ります。
- J A、生産組織、学校給食関係者による連携を強化し、学校給食への新鮮な地元農産物の利用拡大を推進します。
- 生産者が加工、販売を一体的に行う活動や新たな加工品開発等、6次産業化の取組を支援します。

(2) 地域の歴史と文化を活かした農村づくり

峡南地域は、県の南部に位置し、南アルプスの山々や南北に縦断する富士川に流れ込む支流の流域ごとに、豊かな自然や歴史・文化に育まれた地域資源、伝統的な地場産業等が根づいています。

中山間地域を中心に、農村の過疎化や担い手の高齢化が進む一方で、峡南地域を南北に貫く「中部横断自動車道」の整備が進められており、都市住民等の交流人口の増加が期待されています。

そこで、都市農村交流を基軸に、こうした地域資源を守り、育てていくとともに、中山間地域の農地の保全や耕作放棄地の再生活用、鳥獣害防止対策を促進する中で、歴史や文化を活かした魅力ある農村づくりを推進します。

① 地域間で連携した都市農村交流の推進

- 峡南地域の都市農村交流体験を推進する関係機関と連携し、新たな農業体験メニューの創出や交流イベント等の拡充を支援するとともに、企業の農園づくりを推進します。
- 農産物直売所や体験交流施設等への地域農産物や特産品等の供給を拡大し、これらの地域活性化施設の利活用による都市農村交流を推進します。

② 地域資源の有効活用

- 農業を基軸とした地域活性化を図るため、タケノコ、お茶、ゆば等の地域特産品や加工品の地域内外での利活用を促進するとともに、和紙や印章等の伝統工芸品、豊富な森林、身延山や温泉等の地域資源と合わせて、県内外への情報発信を推進します。

③ 中山間地域の農地の保全と活用の促進

- 中山間地域等直接支払制度の集落協定に基づく農業生産活動や、農地・水保管理対策による農家と地域住民が一体となった共同活動を支援し、耕作放棄地の発生防止や農村資源の管理、保全を推進します。
- 耕作放棄地の再生に向けて、省力作物の導入、体験農園の設置、企業の農業参入等、地域の状況に合わせた多様な活用を支援します。
- 身延町や南部町等の地すべり指定地域における地すべり防止対策や、市川三郷町や富士川町の老朽化したため池等の整備により、農地、農業用施設への被害を未然に防止する保全対策を推進します。

④ 地域ぐるみによる鳥獣害防止対策の推進

- 峡南地域鳥獣害防止対策会議における、農作物等の被害状況の把握、被害防止方策の検討や普及、被害防止事業の導入調整等を通じて、鳥獣害対策の強化を推進します。
- 被害状況調査に基づく集落内の巡回指導や被害防止技術講習会の開催、被害防止施設の整備等、地域ぐるみによる鳥獣害防止対策を推進します。

4 富士・東部地域

(1) 冷涼な気象等を活かした畜産や野菜、花きの生産振興

富士・東部地域では、標高700m以上の地域において、夏季の冷涼な気象条件を活かした酪農や高原野菜、花きの生産が行われています。また、豊富な湧水を利用したクレソン、わさび等特産野菜の栽培やニジマスの養殖も盛んに行われています。

今後とも、こうした地域の特色を活かした畜産や野菜、花き等の生産振興を図るため、ブランド化や生産技術の向上を促進するとともに、地域農業を支える担い手の確保、育成を推進します。

① 富士ヶ嶺地区を中心とする畜産の振興

- 畜産農家の経営安定を図るため、自給飼料の作付拡大による低コスト化や、搾乳牛放牧による高品質化を推進するとともに、牛乳、乳製品の地域ブランドの確立、販路開拓等の取組を推進します。
- 家畜疾病の発生を防ぐため、農家段階での飼養衛生管理の徹底を図るとともに、万一発生した場合でも、初期段階でまん延を防止するため、農家や農業団体等の関係者との連携や情報の共有化を図りながら、防疫マニュアルの徹底を進めます。
- 富士ヶ嶺バイオセンターにおける家畜ふん尿の堆肥化や耕種農家への安定供給を促進する等、有機性資源の利活用を推進します。

② 高原野菜、花き等のブランド化の推進

- 富士北麓で栽培されているスイートコーンのオリジナルブランド化を進めるとともに、鳴沢菜や道志村のクレソン、都留市の水かけ菜や曾雌ニンニク、富士吉田市、都留市のニジマス等の地域特産物の生産拡大を図り、生産組織の連携による共通ブランドでの販路拡大を促進します。
- 洋ラン、ニオイザクラ等の鉢花、ピオラ等の花壇苗について、地域に適した品種や新技術等の導入を推進するとともに、市町村、農業団体と連携したセールスプロモーションの開催等、販路拡大に向けた取組を支援します。

③ 地域農業を支える担い手の確保・育成

- 酪農や野菜、花き等の特色ある地域農業を支える担い手を確保・育成するため、認定農業者の一層の確保を図るとともに、新規参入者や定年帰農者等への技術や経営に関する指導を積極的に行い、多様な担い手の確保・育成を進めます。
- 地域に点在する農業者の組織化や、就農希望者の研修受入組織としての生産組合、企業の農園づくりを支えるグループ等、各地域に適した営農組織の育成を推進します。
- ニューファーマー応援チームにより、新規就農の研修中から担い手として地域に定着するまで、農業技術や農地、住宅、資金等に関して支援します。

④ 鳥獣害防止対策の強化

- 富士・東部地域野生鳥獣被害対策連絡会議を中心に、被害状況や防止技術等の情報交換を進めるとともに、鳥獣害防止技術指導員を中心とした地域ぐるみでの防止対策の取組を推進します。
- 地域ぐるみの点検に基づき、電気柵や防護柵、防鳥網等の設置、モンキーダッグの導入等、地域の状況に合わせた効果的な鳥獣害防止対策を推進します。

(2) 富士山麓等の観光と連携した農業の推進

富士・東部地域は、東京圏からの玄関口であり、富士山や富士五湖をはじめ、多摩源流等恵まれた観光資源を有しており、年間1,779万人の観光客が訪れています。

また、近年、道の駅やサービスエリア等において地元農産物を直売する取組が活発化し、販売額も年々増加するとともに、生産者と消費者とのふれあいの場ともなっており、地域の活性化につながっています。

そこで、豊かな観光資源を活かした都市農村交流や観光客も対象とした地産地消の取組等、観光と連携した農業を推進します。

① 中山間地域の総合的な整備の推進

- 地域住民が参加するワークショップ等を通じ合意形成を図りながら、地域の特色を活かした農産物の産地化に向け、農作業の効率化や生産性の向上を目指すほ場整備、農道等の農業生産基盤を中心とした整備を総合的に推進します。
- 観光資源に恵まれた地域性を活かし、都市農村交流を通じた中山間地域の活性化を図るため、加工体験施設や体験農園等の交流拠点の整備を推進します。
- 耕作放棄地の発生防止と有効活用を図るため、関係機関と連携し、耕作放棄地の実態調査に基づく再生手法の検討を行い、多様な担い手による地域の状況に合わせた活用策を展開します。

② 観光農園の開設等農業体験メニューの充実

- 富士北麓地域のさくらんぼやブルーベリーの摘み取りについて、地域の気候や標高等を活かし、観光に適した新品種、新品目の導入や宿泊施設等と連携した交流活動を促進します。
- 酪農風景や溪流、ニジマス等の地域食材を用いた料理、温泉等、豊かな自然と地域の文化や伝統を活かすとともに、来訪者の意見を取り入れた農村体験メニューづくりや受入体制の整備を推進します。
- 地域で捕獲されたニホンジカ等を地域の特産品として育成できるよう、ジビエの加工施設を有効活用し、調理方法や加工品の開発、販路開拓等を支援します。

③ 観光客等を対象とした直売所の利活用の促進

- 観光客等が求める地域農産物を年間を通じ安定して供給するため、生産品目の拡大や施設栽培による周年生産等の取組を支援するとともに、農産物直売所間の連携強化を促進します。
- 地元農産物を用いた加工品の開発を推進するため、農村女性や高齢者グループの起業化、道の駅、サービスエリア等での販売等の取組を推進します。
- 観光農業や地域情報の発信拠点としての直売所の体制づくりを推進するとともに、宿泊施設や飲食店等への地場産農産物の供給等、直売所の販路拡大に向けた取組を進めます。

④ 食育と連動した地元食材の活用促進

- 教育委員会や学校給食会と生産者等との推進会議の開催等により連携を深め、保育所や学校等の給食に提供する食材の品目や数量の拡大に向けた取組を促進します。

【参考資料】

1 やまなし農業ルネサンス大綱改定の経緯

平成23年 5月 9日 やまなし農業ルネサンス大綱改定検討委員会 設置

平成23年 6月 3日 第1回 やまなし農業ルネサンス大綱改定検討委員会
・やまなし農業ルネサンス大綱の概要と進捗状況について
・改定の基本方針について

平成23年 8月31日 第2回 やまなし農業ルネサンス大綱改定検討委員会
・農業ジャーナリスト 青山 浩子 氏による基調講演
・やまなし農業ルネサンス大綱の改定のポイントについて

平成23年10月11日 第3回 やまなし農業ルネサンス大綱改定検討委員会
・やまなし農業ルネサンス大綱の改定素案について

平成23年11月 2日 パブリックコメントの実施（30日間）
～ 12月 1日

平成23年11月15日 地域説明会
～ 11月18日
・11月15日 富士・東部農務事務所
・11月17日 中北農務事務所
 峡南農務事務所
・11月18日 峡東農務事務所



2 やまなし農業ルネサンス大綱改定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 山梨県の農業振興の指針となる「やまなし農業ルネサンス大綱」(以下「大綱」という。)を改定するに当たり、幅広い分野の方々から意見を聴くため、やまなし農業ルネサンス大綱改定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、知事が委嘱し又は任命する別表に掲げる委員をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成24年3月31日までとする。

(委員会)

第4条 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(検討事項)

第5条 委員会は、大綱の改定に係る次に掲げる事項に関して検討するものとする。

- (1) 施策の方向と具体的な推進事項
- (2) 地域別重点推進事項
- (3) その他大綱の改定に関して必要な事項

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、農政部農政総務課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

[別 表]

やまなし農業ルネサンス大綱 改定検討委員会 委員名簿

氏 名	役 職 等
栗生田 修彦	NHK甲府放送局 放送部長
天野 洋子	(有) エルフィンインターナショナル 代表取締役
荻野 勇夫	山梨県農業会議 会長
梶原 雅巳	(有) 梶原農場 代表
小林 正毅	(社) 山梨県果樹園芸会 会長
小堀 夏佳	オイシックス(株) 商品本部 青果スーパーバイヤー
佐藤 裕子	山梨きら星ネット 会長
佐本 和男	日本園芸農業協同組合連合会 専務理事
白倉 政司	山梨県土地改良事業団体連合会 会長 (北杜市長)
堤 マサエ (委員長)	山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科 教授
長澤 利久	山梨県食品産業協議会 会長 ((株) はくばく 取締役会長)
廣瀬 久信	山梨県農業協同組合中央会 会長
藤原 弘	山梨日日新聞社 編集局長
向山 茂徳	(有) 黒富士農場 代表

(50音順、敬称略)



やまなし農業ルネサンス大綱

－ 未来につながるはつらつとした山梨農業－

編集 山梨県農政部農政総務課
〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1
TEL : 055-237-1111 (代表)
URL : <http://www.pref.yamanashi.jp/nousei-som/index.html>
【写真：やまなし農村風景写真コンクール作品】